

## 大野城市ホームページ広告掲載取扱要領

平成21年6月1日要領第6号

改正 平成23年8月22日要領第5号

平成24年3月29日要領第1号

平成27年5月8日要領第5号

令和8年2月20日要領第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、大野城市広告掲載取扱要綱（平成19年要綱第37号）に定めるもののほか、インターネット上に公開している大野城市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、画像をクリックすることによってリンク先のページを表示させるバナー広告とする。

(規格及び掲載位置)

第3条 広告の規格は、別表に定めるとおりとする。

2 広告の数及び掲載位置は、当該広告を掲載するページのデザイン等を考慮して情報広報課長が決定するものとする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1箇月（1日から末日までをいう。以下同じ。）単位とし、1回の申込みについて12箇月間以内とする。ただし、再掲載は妨げない。

2 掲載期間中に市の都合により市ホームページを閉鎖した期間（サーバの定期メンテナンスの期間を除く。）がある場合は、当該閉鎖した日数に応じて、掲載期間を延長するものとする。

3 前項の期間の計算は、1回の申込みに係る掲載期間において当該閉鎖した時間を合計し、24時間をもって1日とする。この場合において、24時間未満の端数は切り捨てるものとする。

(掲載の順位)

第5条 掲載する広告の順位は、次の各号に掲げる順とし、同順位のものがある場合は、抽選により決定するものとする。

- (1) 1年間連続して広告掲載を希望するもの
  - (2) 掲載を希望したが、待機となっているもの
  - (3) 掲載希望期間が長いもの
- (掲載料金)

第6条 広告の掲載料金は、1箇月について、1枠20,000円とし、広告の表示及び選択の回数に係る料金は無料とする。ただし、1回の申込みについて、1年間継続(12箇月間連続したものをいう。以下同じ。)して掲載する場合にあっては10パーセント、6箇月以上掲載する場合(1年間継続して掲載する場合を除く。)にあっては5パーセントを割り引くものとする。

(掲載の申込み)

第7条 市ホームページに広告の掲載をしようとする者(以下「申込者」という。)は、大野城市ホームページバナー広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に広告案を添えて、掲載を希望する日の33日(土・日曜日、休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)及び12月29日から1月3日までを除く。)前までに市長に申し込むものとする。

- 2 同一広告主が申し込むことができる広告は、1ページにつき1箇月に1枠とする。
- 3 申込者及び広告主は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(掲載の決定等)

第8条 市長は、申込書を受理したときは、広告掲載内容及び広告主に関して審査し、掲載の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、広告掲載の可否を大野城市ホームページバナー広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとし、広告掲載の決定を受けた申込者は、大野城市ホームページバナー広告掲載承諾書(様式第3号)を提出するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、広告案の修正を申込者に求めることができる。

(掲載料金の納入)

第9条 前条第2項の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告掲載決定者」という。)は、第6条の掲載料金を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載決定者の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告掲載決定者が負うものとする。

(広告データの作成等)

第11条 広告のデータは、市が指定する方法により広告主又は広告掲載決定者の負担で作成し、市が指定する期限までに電子データで提出しなければならない。

2 申込者は、広告のデータを作成するに当たって、広告のデザインに関し事前に市と協議しなければならない。

(掲載料金の還付)

第12条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、広告掲載決定者の責に帰さない理由により、広告掲載を取り消したときは、既納の掲載料金は、当該広告掲載決定者に還付するものとする。

(掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載決定者が掲載料金を納入しないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載決定者が広告データを提出しないとき。
- (3) 掲載決定後、その広告掲載が適切でないと市長が認める事象が発生したとき。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成21年6月1日から施行し、同日以後に掲載する広告について適用する。

(準備行為)

2 この要領の規定による広告の掲載に関し必要な手続その他の行為は、この要領の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成23年要領第5号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の大野城市ホームページ広告掲載取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成23年9月以後に掲載する広告について適用する。

(経過措置)

- 3 この要領による改正前の様式第1号の様式用紙については、当分の間、これを補正して使用することができる。

(準備行為)

- 4 改正後の要領の規定による広告掲載に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成24年要領第1号）

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年3月29日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の大野城市ホームページ広告掲載取扱要領の規定は、施行日以後に申し込まれる広告について適用する。

附 則（平成27年要領第5号）

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年5月8日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の大野城市ホームページ広告掲載取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 大きさ 縦50ピクセル、横150ピクセル</li><li>(2) データ容量 10キロバイト以内</li><li>(3) ファイル形式 JPEG又はGIF（アニメーションは不可とする。）</li><li>(4) ALT属性テキストデータ 「広告：(会社名)：(バナー画像に表示された語句)」</li><li>(5) 禁止表現<br/>ア 閲覧者の意思に反した動きをし、又は誤解を与えるおそれがあるもの（「閉じる」「キャンセル」等の表現又はラジオボタンに類するものをいう。）</li></ol> |
|--|

イ 実際には機能しないもの（文字入力ができるように見えるテキストボックス  
又は選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等をいう。）

ウ 閲覧者が市に関する情報と錯誤するおそれがあるもの（「防災情報」、「職員採用情報」、「総合案内」等の表現又は「まどかちゃん」、「ハバリィ」、「市章」等をいう。）。ただし、市長が使用を認めた場合を除く。